

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の制定

1 趣 旨

平成23年6月の地方税法の改正により、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO法人）を条例で個別に指定することにより、住民税の寄附金控除を受けられることになりました。

これに伴い、地域等の課題解決の担い手であるNPO法人に対する市民の寄附を促進し、NPO法人の財政基盤の強化と活動の一層の充実を図るため、市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準、手続等を定める条例を制定します。

2 条例の概要

(1) 目的・定義（第1条～第2条）

条例制定の目的、用語の定義を定めます。

【制定目的】

「寄附を受け入れるNPO法人を指定する基準、手続等」及び「寄附金を受け入れるNPO法人の適正な運営組織及び事業活動の実施を確保するための措置」を定めること。

(2) 指定及び指定更新の基準・手続等（第3条～第9条）

指定及び指定更新の申出方法、指定のために必要な手続を行う基準等を定めます。

(3) 指定を受けた法人が行う届出等（第10条～第15条）

指定を受けた法人が行う書類の届出や備置き等や、本市が行う法人から提出された書類の閲覧等について定めます。

(4) 指定を受けた法人の監督・取消し等（第16条～第19条）

指定を受けた法人に対し、本市が行う検査、勧告、命令、取消手続等を行うに際しての基準等について定めます。

(5) その他（第20条～第22条）

他の関係機関等への協力依頼や、委員会への諮問、規則への委任を定めます。

(6) 今後のスケジュール

本件条例で、指定するに当たっての基準、手続を明確にした上で、申出の受付を開始し、審査を経た後に、寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための条例を別途定めます。

3 NPO法人が条例で指定されることのメリット

(1) 個人住民税の税額控除

指定を受けたNPO法人に個人が寄附をすると、当該寄附金の6%が市民税の税額控除の対象となります。当該NPO法人が神奈川県指定も受ける場合は、当該寄附金の4%が県民税の税額控除の対象となり、合わせて10%の税額控除の対象となります。（[参考1](#)参照）

(2) 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）になるための公益要件のクリア

横浜市長が所管するNPO法人が、神奈川県又は本市の条例で指定を受けると認定NPO法人になるための公益要件を満たすことができます。（参考2参照）

※認定NPO法人になると、個人の寄附者は個人住民税の控除に加え、当該寄附金の40%の所得税税額控除又は所得控除（いずれかの選択制）を受けることができます。（参考1参照）
また、NPO法人自身も法人税の軽減を受けることができます。

		指定NPO法人		認定NPO法人	
国税	所得税	×		○	40%
	地方税	県民税	○ 4%	10%	○ 10%
	市民税	○ 6%			

公益要件	
(いずれかひとつを満たすこと)	①相対値基準： 経常収入額における寄附金額の割合が5分の1以上
	②絶対値基準： 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
	③条例で指定するNPO法人であること

運営要件	運営組織及び経理、事業活動、情報公開等
------	---------------------

4 根拠法令（地方税法第314条の7）

○地方税法第314条の7第1項

市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

四 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利法人(以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

○地方税法第314条の7第3項

第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。